

## 医療情報取得加算について

当院では、以下のとおり整備・実施しております。

- ・オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ・当院を受診した患者様に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

## 地域包括診療加算及び認知症地域包括診療加算について

- 1.健康相談への対応を図っています。
- 2.介護保険に係るご相談、主治医意見書の作成にも対応させていただきます。
- 3.在宅医療を実施しています。また、地域包括診療加算又は認知症地域包括診療加算を算定する患者様からの問い合わせには、24時間対応しております。

## 個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書発行について

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

なお、必要のない場合にはお申し出ください。

または領収証の発行とあわせて、明細書の発行を(公費負担医療受給者で医療費の自己負担がない方にも)無料で行っております。必要がない方はお申し出下さい。

または当院では医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には使用した薬剤名や行われた検査名が記載されます。

明細書の発行を希望されない方は、受付へその旨をお申し出ください。

## 一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

ご理解、ご協力をお願いいたします。

## 後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

令和6年10月から後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

特別の料金とは

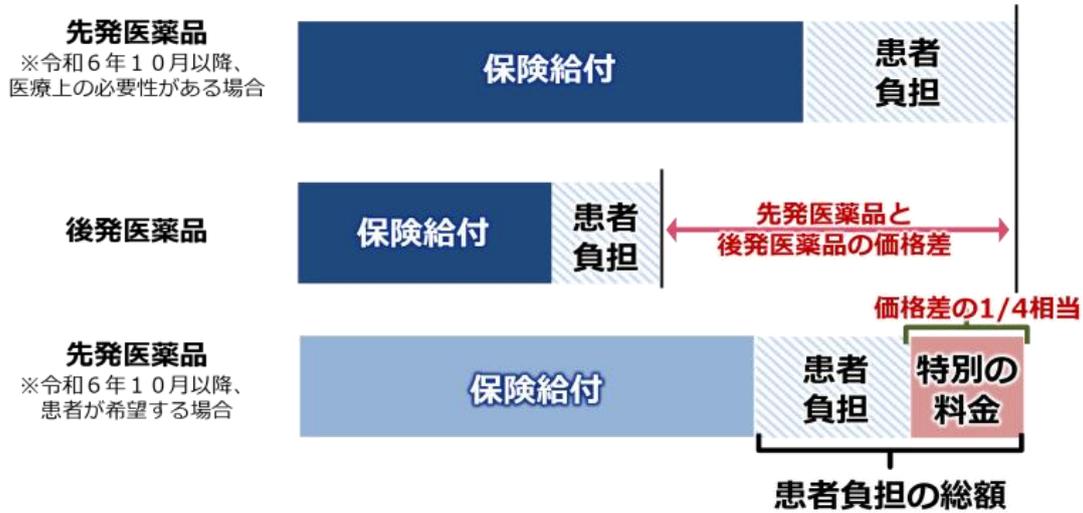
先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金のことを言います

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1~3割の患者負担とは別に特別の料金としてお支払いいただきます。

「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

- 端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。
- 後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
- 薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

### ● 特別の料金の計算について



## 在宅療養支援診療所

在宅で療養する患者様を対象に、緊急時の連絡体制及び 24 時間往診・訪問看護ができる体制を確保しています。

## 保険外負担に関する事項

当院は以下の事項についてその使用に応じた実費の負担をお願いしています

診断書料等 1通	1,100 円～ 11,000 円
各種証明書料	55 円
各種ワクチン接種料	1,200～9,000 円
画像データ CD	1,100 円
オムツ	220 円
フラットパット	55 円
尿とりパット	55 円
リハビリパンツ	220 円

その他詳しくは窓口におたずね下さい。

## 届出に関する事項

当院は、次の施設基準に適合している旨を九州厚生局長に届出をおこなっております。

### ◇基本診療料の施設基準

機能強化加算  
時間外対応加算 3  
地域包括診療加算 2

### ◇特掲診療料の施設基準

在宅療養支援診療所 3  
在宅時医学総合管理料 1  
在宅がん医療総合診療料  
脳血管リハビリテーションⅡ  
運動器リハビリテーションⅠ  
外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ